

後期高齢者医療制度の保険料が決定

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人と

65歳以上で一定の障害があり、加入を希望した人が被保険者になります。

被保険者が納める保険料は、医療給付費の大切な財源となります。

令和4年度分の保険料額決定通知書は7月中旬に届きます。



保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額66万円)で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。

保険料率は県内均一です。(表1)

保険料の納め方

●特別徴収(年金天引き)

年額18万円以上の年金受給者(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える場合を除く)が対象です。年6回の年金受給月に自動的に天引きされます。

ただし次のような場合、一定期間は普通徴収になります。

●普通徴収(納付書・口座振替)

年額18万円未満の年金受給者または介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える人が対象です。納期は7月から翌年2月までの年8回、納期限は各月の末日(12月は25日)で休日の場合は翌営業日になります。

納付書は決定通知書と一緒に届きます。市役所、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

○年度途中で75歳になった、または65歳以上で一定の障害があり認定された

○年度途中で転入した

○修正申告などで、保険料額の変更があった

○年金差し止めなどで、年金の支給が一時停止された

※特別徴収から口座振替に変更することもできます。

届きます。市役所、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア

で納めてください。

口座振替を希望する人は被保険者証、預金通帳と届出印を持

参し、納付書の裏面に記載されている金融機関で申し込んでください。

※今年度から、納付書裏面に記載のあるコンビニエンスストアでも納付できます。

保険料の軽減制度

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。(表2)

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額はかからず、均等割額の

み、加入した月から2年間は5

【表1】令和4年度の保険料=均等割額+所得割額* (1人当たり)

県内均一	均等割額	43,400円
	所得割率	8.39%
	賦課限度額	660,000円

*所得割額=(総所得金額等-43万円)×所得割率

【表2】均等割額の軽減基準

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)*以下の場合	7割	13,020円
43万円+(28.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)*以下の場合	5割	21,700円
43万円+(52万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)*以下の場合	2割	34,720円

*世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。
○給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
○65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。
○65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

保険料を納めなかった場合

特別な理由もなく保険料を納めなかった場合は、通常の被保険者証よりも有効期限が短い「短期被保険者証」を交付する

場合があります。

さらに滞納が続くと、財産の

差し押さえなどを受けることがあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課

☎043・308・6768

保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5882